

(3) 男女構成 ー女性割合の多い私学共済、少ない国共済ー

被保険者に占める女性の割合を平成16年度末でみると(図表2-2-7)、被用者年金では私学共済が52.1%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ36.7%、33.8%で3割強、国共済は最も低く18.5%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.8%である。

図表2-2-7 男女別被保険者数 ー平成16年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	32,491	1,086	3,111	442	70,293	22,170	10,993
男性	21,504	885	1,968	212	35,790	11,133	88
女性	10,987	201	1,143	230	34,503	11,036	10,905
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	33.8	18.5	36.7	52.1	49.1	49.8	99.2

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

女性割合の推移をみると(図表2-2-8)、国民年金で毎年少しずつ減少してきている一方で、被用者年金では各制度とも微増傾向にある。私学共済では平成14年度に一時的に1.2ポイントの減少となっているが、これは、被保険者の適用拡大等の影響で男性を中心に被保険者数が増加した結果と考えられる。

図表2-2-8 被保険者の女性割合の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧農林年金						第1号	第3号
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	33.2	38.4	16.9	35.4	51.9	49.6	51.7	99.7
8	33.2	38.4	17.1	35.6	52.1	49.5	51.6	99.7
9	32.9	38.3	17.2	35.8	52.2	49.4	51.5	99.7
10	32.9	38.4	17.4	36.0	52.4	49.4	51.2	99.6
11	32.9	38.4	17.5	36.1	52.6	49.4	50.9	99.6
12	33.0	38.4	17.7	36.3	52.7	49.3	50.7	99.5
13	33.0	38.3	17.8	36.4	52.8	49.3	50.5	99.5
14	33.2		17.9	36.5	51.6	49.1	50.1	99.4
15	33.5		18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3
16	33.8		18.5	36.7	52.1	49.1	49.8	99.2
対前年度増減差								
8	0.0	△ 0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.0
9	△ 0.3	△ 0.0	0.1	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
10	△ 0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0
11	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.0
12	0.1	△ 0.0	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
13	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
14	0.2		0.1	0.1	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
15	0.3		0.2	0.1	0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
16	0.3		0.4	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(4) 1人当たり標準報酬額（月額） —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）を平成16年度末でみると（図表2-2-9）、最も高いのは地共済で45.5万円、次いで国共済40.7万円、私学共済37.0万円、厚生年金31.4万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである（地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。）。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ83.3、93.3であり、厚生年金の62.9、私学共済の65.3に比べて男女間の差が小さい。

図表2-2-9 1人当たり標準報酬月額 —平成16年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<313,679>	<406,543>	<454,605>	<369,692>
男性	<358,607>	<419,494>	<466,091>	<451,260>
女性	<225,663>	<349,516>	<434,826>	<294,631>
男性を100とした女性の水準	<62.9>	<83.3>	<93.3>	<65.3>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
 注3 地共済の平均給料月額は男女計363,684円、男性372,873円、女性347,861円である。
 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表2-2-10）、平成16年度では、地共済60.4万円、国共済54.3万円、私学共済49.3万円、厚生年金37.5万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）—平成16年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	374,812	543,117	603,578	493,099
男性	431,902	562,794	623,891	608,781
女性	263,272	456,725	568,606	386,872
男性を100とした女性の水準	61.0	81.2	91.1	63.5

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額（月額）の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-11）、私学共済ではこれまで増加傾向が続いていたが、平成16年度には減少となっている。平成16年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.1%減、国共済で0.1%増、地共済で0.2%増、私学共済で1.0%減であった。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-12）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。一方、国共済は、平成16年度末の水準が平成7年度末の水準を下回っている状況にある。

図表2-2-12 1人当たり標準報酬額（月額）の男性を100とした女性の水準の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）の女性水準である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(5) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加、国共済・地共済で減少ー

被用者年金の平成16年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金146兆8,506億円、国共済7兆717億円、地共済22兆5,979億円、私学共済2兆6,263億円であった（図表2-2-13）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成9年度をピークに減少傾向が続いていたが、平成16年度には総報酬ベースで0.7%増加した。

国共済及び地共済は、地共済の平成12年度を除き増加が続いていたが、平成14年度以降は減少しており、平成16年度には総報酬ベースでそれぞれ0.5%減、1.0%減となっている。ここで、平成12年度に、地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加したのは、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

私学共済は、被保険者数の増加などから増加傾向が続いており、平成16年度は総報酬ベースで0.7%増であった。なお、平成14年度の標準報酬ベースで5.5%という高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。

図表2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>

注1 年度間累計の額である。
 注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。
 注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。
 注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成16年度末の受給権者数は、厚生年金2,423万人、国共済96万人、地共済224万人、私学共済27万人、国民年金2,343万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,225万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

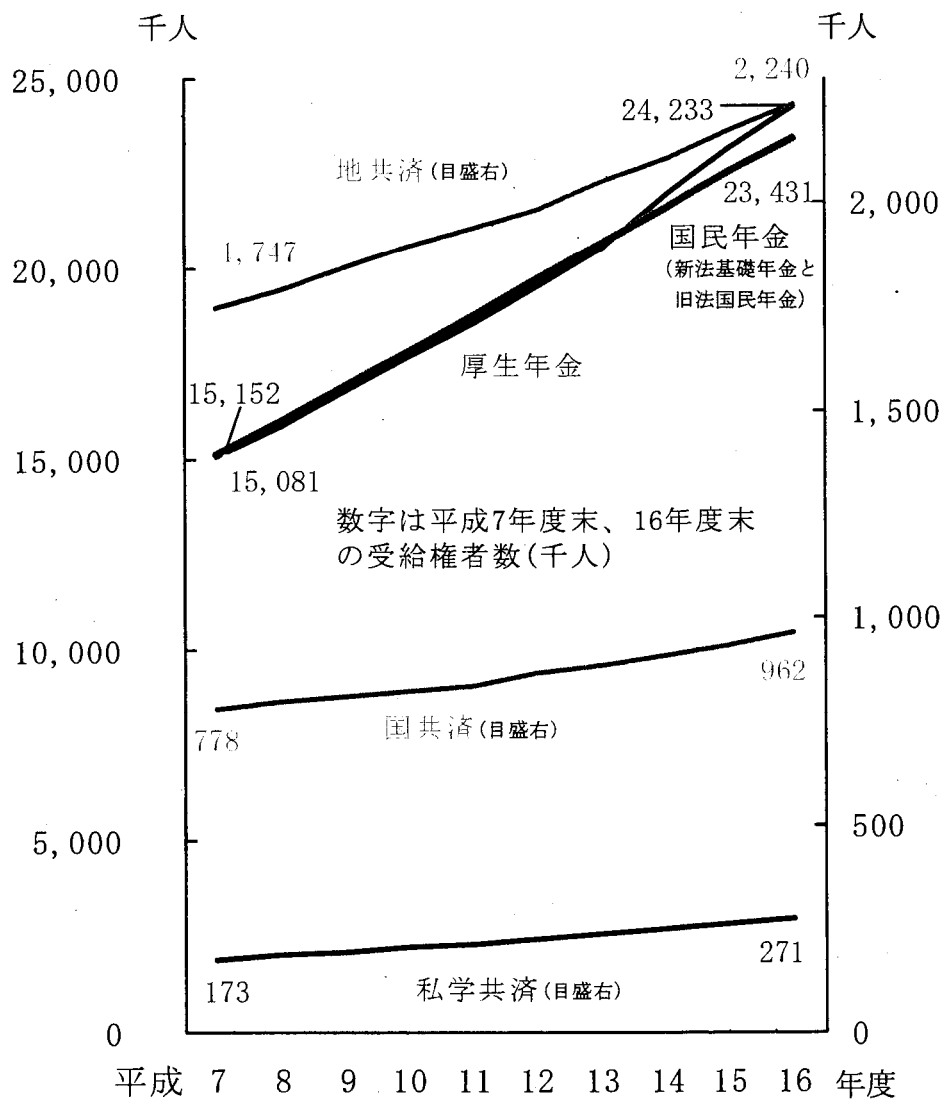
年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、1～3%程度となっている。平成16年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済5.0%増、厚生年金4.7%増、国共済3.1%増、地共済3.0%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は3.9%増となっている。

図表2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成16年度末の状況

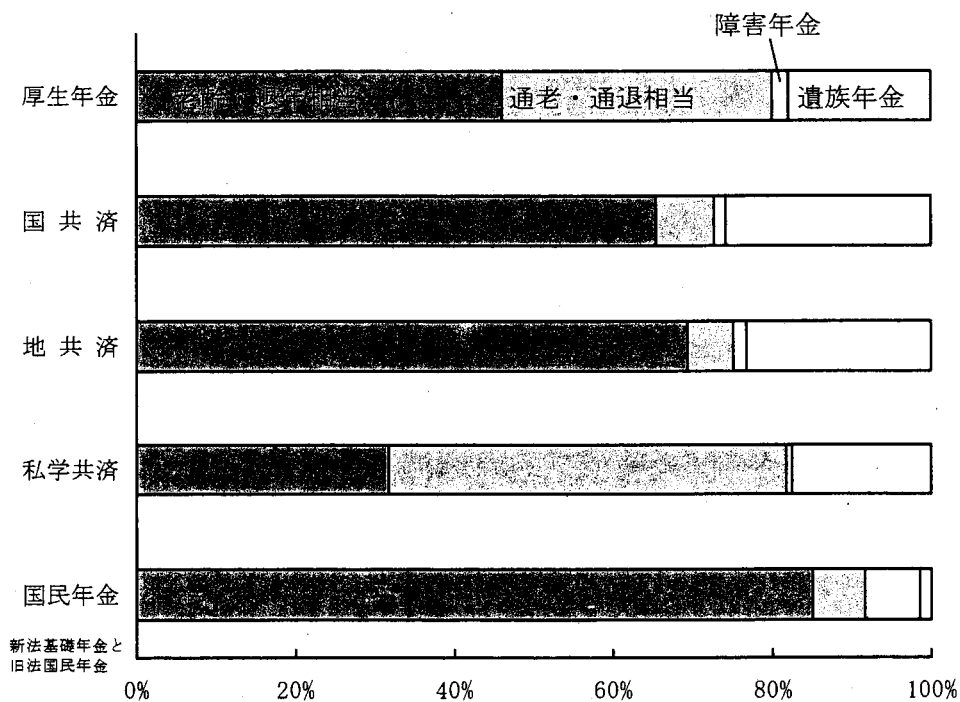
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-4 受給権者の年金種別別構成 —平成16年度末



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-4、図表 2-3-5）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当が

それぞれ7割弱、7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が8割強を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない(図表2-3-5)。

図表2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成16年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	24,233	962	2,240	271.0	23,431	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	11,167	629	1,552	86.0	19,915
	通老・通退相当	8,225	70	129	135.4	1,552
障害年金	476	14	37	2.0	1,619	
遺族年金	4,365	249	522	47.6	345	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.1	65.4	69.3	31.7	85.0
	通老・通退相当	33.9	7.3	5.8	50.0	6.6
障害年金	2.0	1.4	1.6	0.7	6.9	
遺族年金	18.0	25.9	23.3	17.6	1.5	
受給者数						
計	22,334	933	2,152	247.3	22,997	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	10,490	613	1,508	71.8	19,820
	通老・通退相当	7,492	68	125	126.3	1,547
障害年金	348	9	22	1.7	1,491	
遺族年金	4,003	243	497	47.5	139	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	47.0	65.6	70.1	29.0	86.2
	通老・通退相当	33.5	7.3	5.8	51.1	6.7
障害年金	1.6	1.0	1.0	0.7	6.5	
遺族年金	17.9	26.0	23.1	19.2	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.5%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.6%(厚生年金は18.0%)ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給

されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ7.3%、5.8%でしかなく、他の被用者年金が30%以上(厚生年金33.9%、私学共済50.0%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済419ヶ月、地共済414ヶ月であり、厚生年金377ヶ月、私学共済376ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当31.7%に対し通老・通退相当が50.0%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当46.1%に対し通老・通退相当33.9%である。)

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

(老齢・退年相当 ー厚生年金、私学共済で大幅な増加ー)

老齢・退年相当について平成16年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済が5.7%増、厚生年金が4.5%増と大きく伸び、地共済は2.7%増、国共済は1.5%増となっている。(図表2-3-6) また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は4.9%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、平成16年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の

増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 ー国共済で大幅な増加ー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成16年度の対前年度増加率は、厚生年金が5.9%増、国共済が19.7%増、地共済が5.5%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。一方、私学共済は、老齢・退年相当5.7%増に対し、通老・通退相当4.8%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済と私学共済では平成15年度以降逆転し、遺族年金より高くなっている。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成16年度の対前年度増加率をみると、厚生年金3.3%増、国共済3.2%増、地共済3.3%増、私学共済4.0%増となっている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合いが反映されているものと考えられる。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
平成7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249
対前年度増減率 (%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2
地共済										
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
14	2,109	1,471	117	34	488	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9
15	2,174	1,511	123	35	505	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7
16	2,240	1,552	129	37	522	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6
対前年度増減率 (%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5
15	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1
16	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0
国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金										
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
千人	千人	千人	千人	千人						
平成7	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
対前年度増減率 (%)										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

